## 4 まとめ

消費者事故等の通知について、消費者庁は、通知すべき情報の考え方等を示したマニュアルを 作成し、各府省、都道府県及び指定都市に示している。このマニュアルの中で、消費者庁は、消 費安全性を欠くことが具体的に疑われれば「消費者事故等」に該当し、消費者事故等のうち「重 大事故等」又は「非重大事故等」に該当するものについて通知を求めている(資料 2-③参照)。

消費者庁は、通知のあった消費者事故等の情報を消費者への注意喚起や隙間事案に対する勧告 等に活用することとしている。

しかし、調査した都道府県等においては、そもそも消費者安全法に基づく通知制度の不知が一定程度あったほか、医業類似行為等に係る健康被害情報を入手していたものの、相談者本人の申出に基づくものがほとんどで、必ずしも事実関係が確認されたものではなかった。これに加えて、調査した都道府県等においては、施術と健康被害との因果関係についても判断が困難であったため、通知すべき消費者事故等に該当するか否かの判断に苦慮していたことなどから、せっかくの情報が現場に埋もれる形となっていた。

一方、厚生労働省は、これまで国家資格が必要な医業類似行為に係る健康被害に対する指導等の要請は行っていないが、国家資格が不要な医業類似行為に係る健康被害やエステサロンにおける無資格者による医療行為又は美容行為について、事業者に対する指導等の徹底を都道府県、保健所を設置する市及び特別区に要請している。

しかし、調査した保健所においては、その大半が健康被害に関しては、事業者に対する指導監督権限がないと認識しており、無資格者による医療行為に関しても、事業者に対する指導監督権限がないと認識していること等から、保健所による事実確認が行われていない状況がみられた。

「腰痛」、「肩こり」、「手足の関節が痛む」の有訴者率は、前述のとおり、おおむね加齢とともに上昇する傾向にあり、高齢化の進展を背景に、あん摩マッサージ指圧、はり、きゅうといった国家資格が必要な施術の利用者は今後も増加することが予想される。また、政府は、「未来投資戦略 2017—Society 5.0 の実現に向けた改革—」(平成 29 年 6 月 9 日閣議決定)において、「健康寿命の延伸」を重要な政策課題として掲げ、エステティックやリラクゼーションサービスを含むヘルスケア産業の成長を促進することとしていることから(資料 4—①参照)、これらサービスの利用者の増加が見込まれる(資料 4—②参照)。

このような状況を踏まえると、医業類似行為等による事故については、関係機関相互の密接な連携により事故情報を的確に把握するとともに、当該事業者に対する適切な指導が行われることが重要と考えられる。

## 【所見】

したがって、消費者庁は、厚生労働省、警察庁及び消防庁の協力を得つつ、通知制度の実効性 を確保する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 都道府県等に対し、通知制度の意義等について改めて周知徹底すること。その際、衛生担当 部局及び消防本部に対し確実に周知が図られるようにすること。
- ② 事故情報の円滑な提供が行われていない現状に鑑み、都道府県等における情報の収集の実情を踏まえ、既存の通知制度の枠組みの見直しを含め、それを的確に運用するための取組方策に

ついて検討すること。

また、厚生労働省は、医業類似行為による健康被害及びエステサロン等における無資格者による医療行為に対する指導等を推進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

医業類似行為による健康被害及びエステサロン等における無資格者による医療行為について、 都道府県、保健所を設置する市及び特別区に対し、関係法令に基づく指導の権限を示した上で、 事業者等に対する必要な指導の徹底を要請すること。